

支 出 伝 票

| 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
|------------|---------------------------------------|--------------|
| [REDACTED] | [REDACTED] | 14 |
| 科 目 | 2.研修費 | 令和7年11月14日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 1550 円 | |
| 摘 要 | ZOOM セミナー参加費 参加費 1300 円 コンビニ手数料 250 円 | |
| 支 払 先 | 一般社団法人 医療 WELL | |
| 支 払 年 月 日 | 令和7年11月14日 | |

41K

コンビニ支払い (PG) 払込受領証 (お客様控え)

1/1

店舗名
発券日時
予約番号
お客様会員番号
お客様氏名

362447 木更津八幡台三丁目
2025年11月14日 09時07分

お支払い金額
1,550円

会派 市民ととモニ
田中紀子

3支払後の返金は当店ではお受けできません。お支払内容に関しては下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先： 株式会社ペライチ
電話： 05071185758
受付時間： 10:00-18:00

3問い合わせや領収証のご依頼は上記までご連絡ください。この払込受領証は大切に保管してください。

収納代行会社
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
渋谷フクラス

申込No. 3624473183285291

一社) 医農WELL <hcoach054@gmail.com>
To hcoach054、自分

2025/11/13 17:09

田中紀子 様

この度は11月29日(木) 20:00~22:30開催

mRNAワクチンの罪と罰』を読み解く

— 命と健康を守るために今できること —セミナーへのお申込有難うございます。

mRNAワクチンの最新の情報とコロナに関わらずの様々なワクチンについての

専門的なお話を村上先生から講義していただきます。

又今回、皆様が不安に感じてることや、理解を深めるためにも事前に質問をいただき、

後半は質疑応答にしっかりお時間を取りたいと思います。

録画は撮りますが、登壇者以外の参加者様の名前やお顔は一切出ませんのでご安心ください。

★以下ご入金を持って参加確定とさせていただきます。

参加費：1300円(税込)

以下決済ページです。(決済方法が選べます)

↓↓↓

<https://eyn2y.hp.peraichi.com>

★お振込みが確認できた方に追ってZOOMの参加URLを送らせていただきます。

★ZOOM参加時は、申込時の氏名と同一表記をお願いします。

宜しくお願い致します。

.....

一社) 医農WELL 唐崎

とちっく未来育進会 伊藤

Your form mRNAワクチンの罪と罰』 — 命と健康を守るために今できること — セミナー参加申込書 has a new entry.
Here are all the answers.

お名前 田中紀子

ご職業 その他(会社員、主婦など)

メールアドレス sakura.saita2011@gmail.com

こちらのセミナーは何で
知りましたか? 紹介者や SNS
ラインワークス 掲示板

お申込後に自動返信が届
きます。記載のアドレス
から決済ページに進んで
ください。参加には1300
円のお支払いが必要で
す。お申込だけでは参加
となりませんのでご注意
ください。 はい

ZOOMセミナー

『mRNAワクチンの罪と罰』を読み解く

講師：村上康文先生（東京理科大学 名誉教授）ZOOM
セミナー

一社社団法人 医療WEIL

mRNA ワクチンの 罪と罰

を読み解く
命と健康を守るために
今できること

講師：村上康文 先生
（東京理科大学名誉教授）

「なぜ“安全”とされたワクチンで、健康被害が増えているのか？」「接種した私たち、これからどうすればいいのか？」「今から起こりうること？」
— 科学者が、最新の知見と共に“真実”を語ります

日時：11月29日（土）20：00～21：30
形式：ZOOM（アーカイブあり（講師+視聴者各））
参加費：1300円（要申込）

まだ終わってはいないからこそ！知ることは最大の武器



セミナーで分かること

- ・mRNAワクチンは“ワクチン”ではなく、危険な遺伝子製剤？
- ・報告されている副反応・後遺症「ターボがん」の実態
- ・接種を繰り返すことで起こる免疫変化とリスク
- ・今後予定される「インフルエンザmRNA化」への警鐘
- ・国や医療が守ってくれない今、私たちが取るべき“自衛策”
- ・接種済みの方に必要な「体のケア」と「デトックスの考え方」

村上康文博士プロフィール

東京理科大学名誉教授。専門は創薬科学、分子生物学、免疫医学。

1955年生まれ。東京大学薬学部卒業。
東京大学大学院薬学系研究科博士課程修了（薬学博士）。
アルバータインシュタイン医科大学・スローンケタリング記念がん研究センター（米国ニューヨーク）
・理化学研究所を経て
1999年東京理科大学基礎工学部生物工学科教授。

スローンケタリング記念がん研究センターでの腫瘍ウイルス研究以来、治療標的分子の探索、抗体の作成法の開発、抗体医薬の研究開発を一貫して実施。
約700種類の研究試験用抗体をはじめとして、診断用抗体・治療用抗体の分野において、世界トップレベルの業績を挙げた。

— “安全神話”の裏に隠された真実 —

2020年以降、繰り返し打たれ続けたmRNAワクチン。「感染予防」「重症化防止」と言
一方で、副反応や免疫低下、がん・心疾患の増加が報告されています。村上先生は
「mRNAワクチンは“ワクチン”と呼べるものではない。遺伝子製剤であり、人体実験的
がある。」と警鐘を鳴らします。

今すぐ参加を！

コロナは過去のものではありません、mRNAワクチンは様々な形で私達に忍び寄りま
恐れるより、知ることから始めませんか？ 未来を変えるのは選択権を持つ自分自身で

商品名：『mRNAワクチンの罪と罰』を読み解くZOOMセミナー

開催日：2025年11月29日（土）20時～

録画はいつでも視聴頂けます

参加費：1300円(税込)

子ども性暴力防止法施行直前学習会

子ども性暴力防止法の施行に向けて ～学童保育の現場は何を準備すべきか～

講師: 鈴木愛子さん 弁護士 社会福祉士 放課後児童支援員

日時 2026年3月1日(日) 10:00-17:00

場所 オンライン

子ども性暴力防止法のポイント

1. 犯罪事実確認 事業者紹介型の制度設計
 - 事業者に要配慮個人情報である前科情報を渡すしくみ
 - 漏えいや管理の不備への罰則あり
 - 口答も漏えいに
 - 保護者からの問い合わせに答えるのも NG
 - 学校設置者等は義務 民間教育保育等事業者は対応は任意
2. 確認の対象は、特定性犯罪について、確認時から一定期間内にある「前科」
3. 事実上の就業制限と現職者への遡及
 - 前科があることは法律上、その職業に就くことを禁じる欠格事由ではなく、事実上の就業制限
4. 犯罪事実確認の手続きは、出生までさかのぼって戸籍・除籍情報の登録が必要
5. 初犯対策 児童対象性暴力等のおそれの事実認定の難しさ
児童対象性暴力は、性犯罪に当たらない場合も含む

認定だけなら基本的に取れる。しかし、認定後の運用理解こそ問題

1. 準備のための視点

(1) 認定の取得自体は、日本版 DBS に対応している行政書士に依頼して書類を整えることができれば、取得可能とみられる。

※「認定」を受ければ、支援員・補助員は短期バイトも含めて、原則として現場に入ってもらう前の犯罪事実確認が必要

※必要な犯罪事実確認を行っていないことが判明すれば認定取消(認定取消は公表される)

前科情報の漏えいが生じた場合には、罰則や損害賠償リスク

⇒ なにが前科情報の漏えいになるのかを正確に理解する必要

⇒ 情報管理の重さも劇的に変化 ⇒ 保護者や従事者の「うわさ」によるリスクも

※ 保護者や従事者による噂が「当たり」で、それが個人の特定をなす形で拡散したとき、子ども家庭庁への報告を要する重大事態になりうる

⇒ 報告聴取・立入検査にもなりうる。

⇒ 是正命令まで至れば、違反を是正するための措置を講ずるまで、犯罪事実確認書の交付も行われないため、新規採用ストップ

事実関係不明の被害申告の段階で、一時的な接触回避が必要

「児童対象性暴力等のおそれ」ありとして、配置転換等の防止措置を取らなければならないのは、犯罪に該当する場合に限らない

⇒警察が関与しない場合、職員に免罪的状況も発生させず、児童への性暴力も予防するためには、高度な対応が必要

⇒一部のカスハラ的な保護者への対応の問題も生じる

(2)認定申請のための準備における、行政書士と弁護士との役割の違いを理解

認定申請の手続は、行政書士の領域(弁護士は職務として取扱いは可能だが、おそらく、取り扱う弁護士は殆どいないと思われる) G ビズ ID の取得支援や認定申請の【手続】は、行政書士が弁護士より詳しい

| 弁護士 | 行政書士の業務 |
|---|---|
| 法律事務全般を取り扱うことができる。事件性(当事者間に紛争がある問題)のある問題について、扱うことができるのは、基本的に弁護士のみ | 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること。 |

⇒認定後の紛争性のあるトラブル(前科のあった現職者への対応、被害申告をしてきた保護者とのトラブル等)には、行政書士は一切対応できない。もし、有償で対応すれば弁護士法違反。

※犯罪事実確認が注目されがちだが、より対応が難しいのが、「おそれ」についての事実認定と職員・児童・保護者のそれぞれに適切な対応をすること

※保護者にも周知をした上で運用していかなければならない制度であること、労働者の人権(&安定的な職員配置)と性暴力防止とが緊張関係に立つ、非常に運用が難しい制度であることを意識する

⇒こども性暴力防止法は、労働法の適用を排除しない ⇒保護者や児童への制度の周知を、丁寧に行うことも重要

2 「採用」場面で(今すぐ)行わなければならないこと

(1)内定取消事由・就業規則の懲戒事由の「重大な経歴の詐称」

内定通知書の内定取消事由や就業規則の懲戒事由として、重大な経歴の詐称が定められているかを確認

⇒定められていない場合は、直ちに追加

(2)求人票の記載は、施行前から変える！

特定性犯罪の前科がないことを採用条件とすることを明示


(3)採用の際に、記録が残る形で特定性犯罪の前科がないことを確認




(誓約書を参照)

誓約書

○ 誓約書を通して、特定性犯罪前科の有無等を書面等で明示的に確認することが適当です。

⇒履歴書の賞罰欄の記載で済ませるのではなく、こども家庭庁の誓約書のひな型を利用する⇒刑の消滅期間と、犯罪事実確認の期間にズレがあるため！

特定性犯罪事実の確認期間  で表す

実刑 刑執行終わる  20年
執行猶予 裁判確定  10年
罰金 刑執行終わる  10年

ところが、刑法 第34条 2 では、刑務所で刑期を終えたあと 10 年間、あるいは罰金を納めたあと 5 年間、新たに罰金以上の刑を受けなければ、前科は自動的に「消える」

つまり、前科があるかないかだけでは、判断できないので、簡略な履歴書だけではなく、誓約書でうそは書いていないと誓約書をとっておくことで、内定取り消しができるというわけ。

まとめ

事例に基づき、具体的にどんなことが想定されるかを学んだ。指定管理や委託の学童保育の場合、共同認定を自治体とする場合のリスクは、とんでもないことがわかった。

認定の取り消しは、指定管理者や委託先、または自治体のいずれかが認定取り消しとなる。ということは、市町村が認定取り消しになったら、市町村に村下がっているすべてが認定取り消しとなるという危険性がある。

夏休みの人材不足の場合、ボランティア、学校のALTなど、多岐にわたっての事例がとても参考になった。努力義務だからしなくてもいいというわけでもなく、認定をとればいいというものでもなく、保護者会の運営の学童保育には、かなり、ハードルの高いものである。

また、保育の一環で対応していることも、疑われることもある。その対処も、考えると、事業者トップだけでなく、現場の職員も十分に知っておく必要があると思った。ぜひ、6月議会で広く情報共有したいと思った。

ZOOM 研修報告

2025.11.29

mRNA ワクチンの罪と罰』を読み解く —

講師:村上康文先生(東京理科大学 名誉教授)ZOOM セミナー

主催 一般社団法人 医療 WELL

製薬会社の裏事情やmRNAワクチンは実用になるまでが短すぎた。人体実験的な側面がある。ワクチンを打てばうつほど抗体が弱まる。欧米では副作用や感染予防効果に対する疑問からワクチン接種は 3 回目まで留まっている一方、日本だけが 6 回目まで追加接種を伸ばしている。しかしながら、国内第 7 波と第 8 波において、世界最多の感染者数と死亡者数を記録している。

パンデミックは起こると言っているけれど、慌てないで。たいていは、体に抗体があるから。

これらのことをデータをもとに説明されました。

最後に子どもに打ってもいいワクチンはどれですかの質問にこの本はとても分かりやすく書かれてますよと紹介されました。

最新改訂版 子どもと親のためのワクチン読本 知っておきたい予防接種 母里 啓子

子育て世代に向けたワクチンと予防接種のガイドブック

『子どもと親のためのワクチン読本 知っておきたい予防接種』(2013 年 10 月刊)を

全編リニューアルした、最新改訂版。

近年、乳幼児の定期接種や任意接種が増えている一方で、ワクチンへの不安や不信感も広がっています。

子どもにとって本当に必要なワクチンとは？

予防接種はなにを打てばよいのか？

最新情報を盛り込み、科学的で公平な視点から、マンガやイラストを交えてわかりやすく解説します。

まとめ

御用学者のワクチン説明ばかり聞いてきたので、新たな視点の説明で、ワクチンの知らないことをいろいろ知ることができました。

支 出 伝 票

| | | 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
|-----------|---------------|--------------|-----------|---------|
| | | | | 15 |
| 科 目 | 8.資料購入代 | 令和7年12月12日起票 | | |
| 支 払 金 額 | 金 110 円 | | | |
| 摘 要 | 行政開示請求のための切手代 | | | |
| 支 払 先 | 日本郵便(株) | | | |
| 支 払 年 月 日 | 令和7年12月12日 | | | |

領収書

金沢銀行とちぎ 田中紀子 様

| | |
|---------------|---------|
| [証紙切手引受] | |
| 第一種定形 @110 | 1通 ¥110 |
| 小 計 | ¥110 |
| 郵便物引受合計通数 | 1通 |
| 課税計(10%) | ¥110 |
| (内消費税等(10%)) | ¥10 |
| 非課税計 | ¥0 |
| 合 計 | ¥110 |
| お預り金額 | ¥110 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 登録番号 T1010001112577
 取扱日時: 2025年12月12日 9:16
 発行No. 251212A2802 端N45箱01
 連絡先: 木更津八幡台郵便局
 TEL: 0438-36-1622

審 第 4 4 6 3 号
令和7年12月8日

市民とともに
田中 紀子 様

千葉県総務部審査情報課長
(公印省略)

交付及び郵送費用の案内について

令和7年12月4日付け宅第642号で、決定された行政文書の写し等の交付については、御希望により郵送で行いますので、下記の書類等を提出の上、写し等の交付費用を事前に納入ください。

折り返し、行政文書等の写し等及び領収証書を郵送します。

記

1 提出書類

行政文書等の写し等の交付申請書(申請年月日、住所、氏名等をご記入ください。)

2 費用

| | | |
|-------------|------|-------------------------|
| (1)写し等の交付費用 | 180円 | (白黒4枚 カラー7枚) *切手での納入不可 |
| (2)郵送費用 | 180円 | (定形外100g以内) |
| 費用合計 | 360円 | |

3 その他

(1)費用は、定額小為替(郵便為替)、又は現金書留により、納入ください。

※ おつりが生じる場合は、おつり代を切手でお返します。

(2)郵送費用のみ、現金・定額小為替の代わりに切手での納入も可能ですが、レターパックの費用の場合は、切手での納入はできません。

(3)定額小為替証書にある「指定受取人おなまえ」の欄は、無記名のままで郵送ください。

【あて先・お問い合わせ先】

〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
千葉県庁南庁舎1階
千葉県総務部審査情報課
相談調整班
Tel 043-223-4629

干場

1. 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出て下さい。あなたの御都合がよく、かつ、担当課（所）の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
2. 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
3. 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあった行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。
この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

審 第 4 6 2 3 号
令和7年12月16日

市民とち
田中 紀子 様

千葉県総務部審査情報課長
(公印省略)

郵送による写し等の交付について

令和7年12月12日付けで行政文書等の写し等の交付申請書の提出がありましたので、該当する行政文書の写し等の交付物について、別添のとおり送付します。

写し等の交付の費用は、別添領収証書のとおり受領しました。

また、写し等の交付の費用は180円でしたので、おつりとして40円分の切手を返戻いたします。

千葉県総務部審査情報課
相談調整班
担当: 干場
TEL:043-223-4629
FAX:043-227-7559

支 出 伝 票

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
| | | 16 |

| | | |
|-----------|--------------------|--------------|
| 科 目 | 8.資料購入費 | 令和7年12月16日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 360 円 | |
| 摘 要 | 郵送による写し等の公表にかかった費用 | |
| 支 払 先 | 千葉県総務部審査情報課 | |
| 支 払 年 月 日 | 令和7年12月16日 | |

領 収 書
 金沢市役所
 千葉県総務部審査情報課

現金取扱員発行
 TEL: 043-223-4629

行政文書の写し等の作成費用

2025/12/16(火) 12:08 No0004

| | | |
|--------|---|-------------|
| 請求・白黒 | 4 | €10 40¢ |
| 請求・カラー | 7 | €20 140¢ |

非課税対象額 180

合計 11点 ¥180

お預り ¥180
 お釣り ¥0

支 出 伝 票

| | | 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
|-----------|-----------------|--------------|-----------|---------|
| | | | | 17 |
| 科 目 | 7.資料作成費 | 令和7年12月23日起票 | | |
| 支 払 金 額 | 金 6 6 , 6 6 0 円 | | | |
| 摘 要 | 令和6年度決算審査印刷料金 | | | |
| 支 払 先 | 株式会社 弘報社 | | | |
| 支 払 年 月 日 | 令和7年12月23日 | | | |

領 収 証

No. 03133

会 社 代 理 人 田 中 紀 子 様 令 和 7 年 1 2 月 2 3 日

| | |
|-----|---------------|
| 金 額 | ¥ 6 6 , 6 6 0 |
|-----|---------------|

| | | |
|-----|-------|---------------|
| 内 訳 | 現 金 | ¥ 6 6 , 6 6 0 |
| | 小 切 手 | |
| | 手 形 | |
| | 計 | ¥ 6 6 , 6 6 0 |

但 令 和 6 年 度 決 算 審 査 印 刷 料 金 付 付

上 記 の 通 り 領 収 いた し ま し た

内 訳

¥ 6 6 , 6 6 0
¥ 6 6 6 0

株 式 公 司 弘 報 社
〒 2 6 6
TEL
FAX

扱 者 印

20011

支 出 伝 票

| | | 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
|-----------|--------------|-------------|-----------|---------|
| | | | | 18 |
| 科 目 | 7 資料作成費 | 令和8年2月14日起票 | | |
| 支 払 金 額 | 金 3,835円 | | | |
| 摘 要 | コピー用紙 A4 | | | |
| 支 払 先 | DCM 木更津ほたる野店 | | | |
| 支 払 年 月 日 | 令和8年2月14日 | | | |



会沢代 市氏と比毛に
田中紀子様
DCM株式会社
DCM木更津ほたる野店
TEL 0438-30-5031
登録番号 T7010701039115
お買い上げありがとうございます

領 収 証

2026年02月14日(土)11:15 レシ0003
外

016 印刷が映えるコピー用紙A4箱 ¥3,835
 合計 ¥3,835
 税合計 ¥348
 (内10%対象額 ¥3,835)
 (内10%税額 ¥348)

現金 ¥10,035
 お釣り ¥6,200
 お買上点数 1点

*印は軽減税率(8%)適用商品です
 ◆印は免税事業者の委託商品です
 ★印:EV/充電ステーション税制対象商品。
 DCMアプリでお買い物をご利用！
 マイバ会員募集中！



第10号様式(第10条)

支 出 伝 票

| | | |
|-------|-------|------|
| 代 表 者 | 経理責任者 | 整理番号 |
| | | 19 |

| | | |
|-----------|-----------|-------------|
| 科 目 | 7 資料作成費 | 令和8年2月16日起票 |
| 支 払 金 額 | 金 2,959 円 | |
| 摘 要 | コピー用紙 | |
| 支 払 先 | ジョイフルホンダ店 | |
| 支 払 年 月 日 | 令和8年2月16日 | |

JOYFUL HONDA

君津店 〒0439-55-0111

No. 000008-2392-7047
2026年02月16日

令和 4 月 16 日

金 派 振 込 比 比 に 用 紙 3 枚 送 付

¥2,959-

消費税 269円を含む。

但し、
として上記に領収いたしました。

株式会社ジョイフル本田
茨城県土浦市富士崎1-15-2
君津店 0439-55-0111

登録番号: 16050001009303

■レシートは請求時2%割引

2026年 2月16日(月)10:14 #000008
005671 7047

0024 税引前 用紙 PEFC ¥2,690

| | | |
|------|-----|--------|
| 小計 | | ¥2,690 |
| 外税額 | 10% | ¥269 |
| 買上点数 | | 1点 |

| | | |
|------------|--|--------|
| 合計 | | ¥2,959 |
| (税率10%対象額) | | ¥2,959 |
| (内消費税等10%) | | ¥269 |
| お預り | | ¥5,000 |
| (内消費税等) | | ¥269 |
| お釣り | | ¥2,041 |

「<」は軽減税率対象商品です。



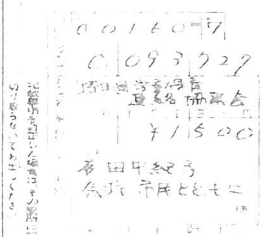
返品・交換は2週間以内の商品と。

支 出 伝 票

| | | | | |
|-----------|--|-------------|-----------|---------|
| | | 代 表 者 | 経 理 責 任 者 | 整 理 番 号 |
| | | | | 20 |
| 科 目 | 2.研修費 | 令和8年2月26日起票 | | |
| 支 払 金 額 | 金 1, 6 5 2 円 | | | |
| 摘 要 | こども性暴力防止法(日本版 DBS)が12月からスタート! 学童保育の現場は何を準備すべきかを学ぶ | | | |
| 支 払 先 | 埼玉県学童保育連絡協議会 | | | |
| 支 払 年 月 日 | 令和8年2月26日 | | | |

※ 研修費 1500円 振込手数料152円

ご利用明細票

| | | |
|--|-------------|---|
| お取扱日 | 店番 | 取扱番号 |
| 08-02-26 | 05604 | A93180002 |
| 取扱店 | キララノハチマンタ〜イ | |
| 払込口座 | 00160-7 | 93727 |
| 払込金額 | *1,500 | 料金 *152 |
|  | | 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行) |
| 入金額 | *5,000 | |
| おつり | *3,348 | |
| ゆうちょでNISA始めませんか? 詳しくはお近くの窓口へ! | | |

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済

2026/01/28

「子ども性暴力防止法（日本版DBS）」が12月からスタート！ 学童保育の現場は何を準備すべきかを学ぶ」 講師：鈴木愛子さん



「子ども性暴力防止法（日本版DBS）」が今年12月から施行されます。イギリスのDBS制度を参考にしたため、「日本版DBS」と呼ばれています。学校や認可保育所、児童福祉施設などの子どもと接する事業者に対し、子どもへの性暴力を未然に防ぐためのとりくみを求める法律です。

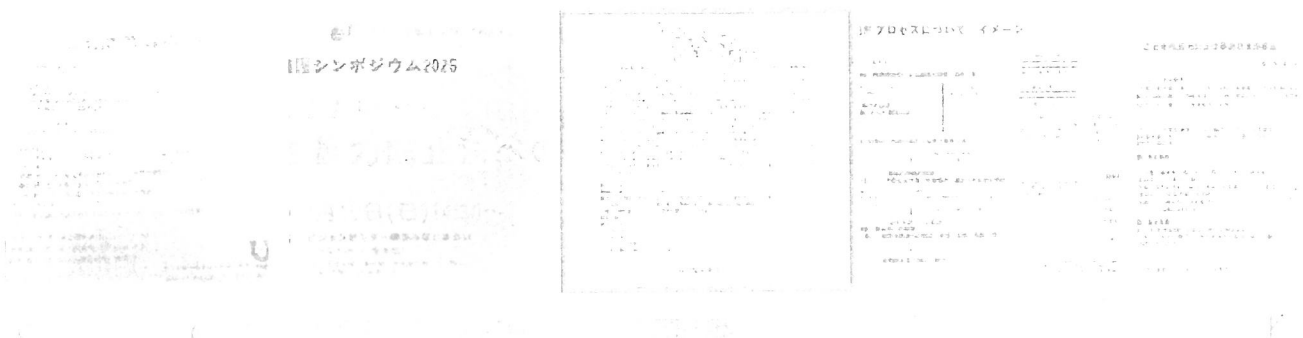
日常的な環境整備や相談体制の構築、従事者への研修に加え、子どもと華美的に接する職員について特定性犯罪の前科確認を行い、性暴力のおそれがある場合は業務に就かせない対応を求めています。学童保育（放課後児童クラブ）は、本法種において、「義務対象事業者」ではなく、民間の学習塾やスポーツクラブ等と並んで「認定対象事業者」と位置付けられています。学童保育は「任意」でありませんが、埼玉県入間市では昨年の公立学童保育の民間委託の「業務委託仕様書」に「本法律の遵守」を盛り込んでおり、本制度の導入はスタンダードになりつつあると考えられます。

子ども家庭庁に申請し「認定」を受けた場合、職員の性犯罪前科確認や性暴力防止のための環境整備・研修・相談体制の整備等が求められます。「認定」を受けた事業者は国のホームページ等で公表され、認定マークの表示が可能となるため、保護者が安全性を判断する目安にもなります。子どもと華美的に接する支援員等の適切な管理と早期発見・予防のとりくみが重要とされています。

一方で、事務量や守秘義務など運営者には、これまで経験のないほどの過重な負担が生じます。学童保育の運営者・事業者として今年12月の施行に向けて準備すべきこと、留意すべきこと等を専門家と一緒に学びましょう。

- 日時：3月1日（日）10：00～17：00
- 開催方法：オンライン（zoom）
- 内容：①概観：本制度のあらまし、放課後児童クラブとして準備すること、覚えておくべきこと
②今後のスケジュール、施行までに準備すること等の具体的な内容の概観
- 講師：鈴木愛子さん（名古屋市保護司OB、弁護士）
- 参加費：1,500円
- ③申し込み方法：2月24日（火）までにGoogleフォームでお申し込みください。
参加費の振込内容がわかるものをメールで送ってください。2月25日以降にレシヨメと自前zoomの接続情報をお送りします。また、事前に予約しておくことをお勧めします。
- *子ども家庭庁HP https://www.cfj.go.jp/policies/child-safety/efforts_koseibougou
- *弁護士三輪記子のYouTubeチャンネル https://www.youtube.com/watch?v=6Ccl_uP5sBo

埼玉県学童保育連絡協議会
〒330 0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1 桜木ビル3F
TEL048(644)1571 FAX048(644)1572 e-mail: gakucloustr@yahoo.co.jp
郵便振替 00160-7-983727 (ゆうちょ銀行) 019支店 当座0093727 埼玉県学童保育連絡協議会



画像一覧へ